

日本道路公団等民営化関係法施行法参照条文

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第五十七条 会社八本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス

第六十七條 定款八公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セス

第六十八條 略

現物出資八發起人ニ限り之ヲ為スコトヲ得

第六十八條ノ二 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニ關スル左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム

一 株式ノ種類及數

二 株式ノ発行価額

三 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

第八十條 第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スルコトヲ要ス

略

第八十一條 定款ヲ以テ第六十八條第一項ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ發起人ハ之ニ關スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第七十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ検査役ノ報告及前項ニ於テ準用スル第七十三條第二項第三号ノ証明ヲ記載又ハ記録シタル資料（前項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ同項ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム）ハ之ヲ創立總會ニ提出スルコトヲ要ス

第八十八條 株式会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ第七十三條又ハ第七十三條ノ二ノ手續終了ノ日、發起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ヲ引受ケザリシトキハ創立總會終結ノ日又ハ第八十五條若ハ前條第四項ノ手續終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

略

第八十四條ノ二 略

株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）

第十六條 第十四條第一項ノ規定により指名された法人の長となるべき者は、前條第二項ノ規定による事務の引継ぎを受けたときは、遲滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七條 独立行政法人は、設立の登記をすることによつて成立する。

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（日本道路公団の行う有料の高速自動車国道の新設又は改築）

第二条の二 国土交通大臣は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第六条の規定にかかわらず、日本道路公団をして同法第五条に規定する整備計画に基く高速自動車国道の新設又は改築を行わせ、料金を徴収させることができる。

（有料の高速自動車国道の工事実施計画書の認可）

第二条の三 日本道路公団は、前条の規定に基き高速自動車国道を新設し、又は改築しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年月日

（高速自動車国道に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

第二条の四 日本道路公団は、第二条の二の規定に基き新設し、又は改築した高速自動車国道について料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（日本道路公団の行う有料の一般国道等の新設又は改築）

第三条 日本道路公団は、一般国道、都道府県道又は道路法第七条第三項に規定する指定市（以下単に「指定市」という。）の市道が次の各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が都道府県道又は指定市の市道である場合においては、当該道路の新設又は改築が国の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り、同法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものであること。

二 通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと。

2・3 略

4 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5・6 略

(日本道路公団の行なう料金の徴収の特例)

第三条の二 日本道路公団は、前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けて料金を徴収している二以上の道路につき、次の各号に掲げる条件が存する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

一 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であるか、相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行なうことが適当であると認められる特別の事情があること。

2 略

3 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

4・5 略

(日本道路公団の行なう有料の道路の維持、修繕等)

第四条 日本道路公団は、第二条の二の規定に基き、又は第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、高速自動車国道法第六条の規定若しくは道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)又は道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧(以下単に「災害復旧」という。)を行うものとする。

(日本道路公団の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例)

第五条 日本道路公団は、第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事をを行うことが著しく困難又は不適當であると認められるときに限り、国土交通大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後において、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行つて、料金を徴収することができる。

2 日本道路公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

二 維持及び修繕に関する工数の方法

三 維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積

3 略

4 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 略

(道路管理者との協議等)

第六条 日本道路公団は、第三条第一項の許可、第三条の二第一項の許可(同条第三項の許可を含む。以下同じ。)

(又は前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。))を受けようとする場合において、申請に係る道路が道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)(外の一般国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は指定市の市道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。)

2 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築)

第七条の二 首都高速道路公団は、道路法第十二條、第十五條、第十六條第一項若しくは第二項本文若しくは第七條第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六條第二項ただし書若しくは第十九條第一項の規定に基き成立した協議(同法第十六條第四項又は第十九條第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)(にかかわらず、首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)第三十條第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八條の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路(以下単に「首都高速道路」という。))を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 阪神高速道路公団は、道路法第十二條、第十五條、第十六條第一項若しくは第二項本文若しくは第十七條第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六條第二項ただし書若しくは第十九條第一項の規定に基き成立した協議(同法第十六條第四項又は第十九條第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)(にかかわらず、阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第三十條第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八條の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分(以下単に「阪神高速道路」という。))を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(有料の首都高速道路又は阪神高速道路の工事実施計画書の認可)

第七条の三 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、前条の規定に基き首都高速道路又は阪神高速道路を新設し、又は改築しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 路線名及び工事の区間

- 二 工事方法
- 三 工事予算
- 四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 略

(首都高速道路又は阪神高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の四 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、第七条の二の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路又は阪神高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道路又は阪神高速道路の維持、修繕等)

第七条の五 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、第七条の二の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路又は阪神高速道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事了了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

(本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の新設又は改築)

第七条の七 本州四国連絡橋公団は、道路法第十二条、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)にかかわらず、本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に係る一般国道(以下「本州四国連絡道路」という。)を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(本州四国連絡道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の八 本州四国連絡橋公団は、前条の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の維持、修繕等)

第七条の九 本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、

同法第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事が完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。

（地方道路公社の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例）

第七条の十七 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行なうことが著しく困難又は不適當であると認められるときに限り、国土交通大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。

2 5 略

（料金の額の基準）

第十一条 略

2 第三条第一項の許可、第三条の二第一項の許可、第五条第一項の許可、第七条の十第一項の許可、第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第一項の許可、第七条の十七第一項の許可、第八条第一項の許可若しくは第八条の二第一項の許可（同条第三項の許可を含む。以下同じ。）又は第七条の八第一項の認可に係る料金の額は、当該許可又は認可に係る道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度をこえないものでなければならぬ。

3 前二項に規定するもののほか、前二項の料金の額の基準は、政令で定める。

（料金の額及び徴収期間の公告又は公示）

第十四条 公団等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間（第五条第一項の許可、第七条の十第一項の許可又は第七条の十七第一項の許可を受けて料金を徴収しようとするときは、徴収開始の日。以下この項において同じ。）を官報で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（整備計画）

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、会議の議を経て、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合においては、会議の議を経て、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするとき

4 略  
も、同様とする。

(管理)

第六条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、国土交通大臣が行う。

首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）（抄）

(権限)

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

(役員の任命)

第二十条 理事長、副理事長及び監事は、国土交通大臣が任命する。

2 理事は、理事長が国土交通大臣の認可を受けて任命する。

(基本計画)

第三十条 国土交通大臣は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十一条第三項の整備計画に基き、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）と協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣以外の道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

(財務諸表等)

第三十五条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(債務保証)

第三十八条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ、

(恩給)

第四十八条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条及び附則第十二条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条及び附則第十二条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。)附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は首都高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九条 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

附則

(引継に係る職員の恩給)



第十二条 附則第九条後段に規定する引継に係る事務に従事していた日本道路公団の職員のうち、日本道路公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて日本道路公団の職員として在職する者が、公団の設立の日から同条後段の規定による事務の引継が完了した日までの間に更に引き続いて公団の職員となつた場合においては、その公団の職員を日本道路公団の職員として勤続する者とみなして日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条（恩給）の規定を適用する。

2 公団は、前項の規定の適用を受ける公団の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）（抄）

（権限）

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

（役員任命）

第二十条 理事長及び監事は、国土交通大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が国土交通大臣の認可を受けて任命する。

（基本計画）

第三十条 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）と協議しなければならない。この場合において、国土交通大臣以外の道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

（財務諸表等）

第三十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度終了後四月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(債務保証)

第三十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

附則

(公務員とみなされる者に関する恩給の特例)

第十条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。)附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は阪神高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの恩給法第十九条に規定する公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第十一条 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）（抄）

（権限）

第九条 公団の事業計画、予算及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

（役員 の 任命）

第二十条 総裁及び監事は、国土交通大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、国土交通大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

（工 事 実 施 計 画）

第三十一条 公団は、政令で定めるところにより、第二十九条第一号又は第二号の業務を行おうとするときは、前条第一項の基本計画に基づいて工事实施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の工事实施計画に定めるべき事項その他同項の認可の申請に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 公団は、第一項の規定により工事实施計画を作成し、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、当該工事实施計画に係る道路の道路管理者又は当該工事实施計画に係る鉄道の路線について鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定による第一種鉄道事業の許可を受けた鉄道事業者に協議しなければならない。

4 公団は、前項の規定による鉄道事業者との協議に係る工事实施計画について第一項の認可を受けたときは、当該工事实施計画に関する書類を、当該鉄道事業者に送付しなければならない。

（財務諸表等）

第三十六条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公示し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 公団は、第一項の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（債務保証）

第三十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興

開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について保証することができる。

第四十二条 公団は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

附則

（経過規定）

第十二条 公団の成立の際現に日本道路公団の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二第一項の復帰希望職員であるものが、公団の成立の日から附則第六条後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして国家公務員共済組合法第二百二十四条の二の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「本州四国連絡橋公団」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団」とする。

第十三条 公団の成立の際現に日本道路公団の職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百十条第一項の復帰希望職員であるものが、公団の成立の日から附則第六条後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして地方公務員等共済組合法第四百十条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「本州四国連絡橋公団」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員」と、及び公庫等」とあるのは「並びに日本道路公団及び本州四国連絡橋公団」とする。

（資金の貸付け）

第十四条 政府は、当分の間、予算の範囲内において、公団に対し、第二十九条第一項第一号の業務に要する経費に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）（抄）  
（役員任命）

第十条 総裁及び監事は、国土交通大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が国土交通大臣の認可を受けて任命する。

(財務諸表等)

第二十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に、国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(債務保証)

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、道路債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(恩給)

第三十七条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下この条において「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)以下「法律第七十七号」という。)附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十八条 公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支給に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）  
（外貨債務の保証）

## 第二条 略

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。

一 日本政策投資銀行

二 国際協力銀行

三 削除

四 削除

五 地方公共団体

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるもの

- イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人
- ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるもの

3 政府は、前項の規定によるほか、外貨債を失つた者に交付するため発行される外貨債に係る債務について保証契約をすることができる。

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）（抄）

（財政融資資金の運用）

第十条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

一 国債

二 国に対する貸付け

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する

債券

- 四 前号に規定する法人に対する貸付け
  - 五 地方債
  - 六 地方公共団体に対する貸付け
  - 七 特別の法律により設立された法人（第三号に規定する法人を除く。）で国、第三号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行し得るものの発行する債券
  - 八 前号に規定する法人に対する貸付け
  - 九 外国政府、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券（次項において「外国債」という。）
  - 十 財政融資資金をもつて引受け、応募又は買入れを行つた債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
- 2 略

日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）（抄）

（中期経営目標及び中期経営計画）

第二十四条 略

2 略

3 中期経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 略

四 郵便貯金の預り金（郵便貯金の利子を含み、日常の払戻しに必要な資金を除く。以下「郵便貯金資金」という。）の運用計画

五 略

4 8 略

（郵便貯金資金の運用）

第四十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。

- 一 郵便貯金法第六十四条の規定による預金者に対する貸付け
- 二 郵便貯金法第六十九条の規定による地方公共団体に対する貸付け
- 三 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第十二条の規定による貸付け
- 四 次に掲げる有価証券等の売買
  - イ 国債（証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。）
  - ロ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行す

る債券

八 地方債

二 特別の法律により設立された法人（ロに規定する法人を除く。）で、国、ロに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券  
ホ 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会（次号及び第六号において「金融機関」という。）の発行する債券（次条第二項及び第四項において「金融債」という。）  
ヘ 社債で政令で定めるもの

ト 特定社債（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第七項に規定する特定社債をいう。次条第二項において同じ。）で政令で定めるもの

チ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第四十六条第一号において同じ。）のうちロからトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの

リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関（ヲ及び次条第三項において「外国政府等」という。）の発行する債券その他外国法人の発行する政令で定める債券（証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。次条第二項及び第三項において「外国債」という。）

又 貸付信託の受益証券

ル 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形で総務省令で定めるもの

ヲ 外国政府等又は外国法人の発行する証券又は証書でルに規定する約束手形の性質を有するもの

五 金融機関への預金

六 第四号に掲げる方法により取得した債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

七 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（第四号イ及びロに規定する標準物を含む。）の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。）の取得又は付与

八 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

九 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（前号の政令で定める取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九の二 コール資金の貸付け



十 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。第四十六条第二号において同じ。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 第四号から前号までに掲げる方法

ロ 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいい、同項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結

十一 郵便業務の用に供する施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるための資金の融通

十二 郵便業務に係る資金繰りに充てるための資金の融通

（簡易生命保険資金の運用）

第四十五条 公社は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資金を運用してはならない。

一 保険契約者に対する貸付け

二 簡易生命保険法第八十八条の規定による地方公共団体に対する貸付け

三 第四十一条第四号から第十二号までに掲げる方法

2 略

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しななければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 略

（道路等と自動車専用道路との連結又は交差）

第四十八条の四 道路等（軌道を除く。以下本項及び第四十八条の八第二項中同じ。）の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者の許可を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2 略